議案第66号

富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市学校給食センター設置条例(昭和41年条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

学校給食センター調理業務等の委託化等に伴い、富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

富士見市学校給食センター設置条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「富士見市は」を「市は」に、「富士見市立小学校、中学校の学校給食のため、その」を「市が実施する学校給食の」に、「施設として」を「施設(富士見市立富士見特別支援学校を除く。)として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

(職員)

- 第2条 給食センターに所長及び栄養士を置く。
- 2 前項に定めるもののほか給食センターに必要な職員を置くことができる。 第3条第1項を次のように改める。

給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、富士見市学校給食センター運営 委員会(以下この条において「運営委員会」という。)を置く。

第3条第2項中「給食センター」を「給食センターの」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに第3条第1項 及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。